

相談概要					スケジュール 相談実施時間は13時～16時				
種目	内 容	相談時間	月	火	水	木	金		
法律相談（弁護士） オンライン相談も実施しています。詳しくは板橋区ホームページをご覧ください。	金銭貸借、遺産相続、遺贈、土地家屋、損害賠償、離婚、交通事故など法律一般 ※年度内（4月1日～翌年3月31日）に3回まで相談可能（弁護士は変わります）。無断欠席の場合は、相談を1回したものとみなします。	30分	○	○	○ 夜間あり※	○	○		
税務相談（税理士）	所得税、贈与税、相続税、事業を始める際の税一般や、納税・申告手続など ※申告書の作成や内容チェック、税額の計算は対象外	40分	○		○ 第1水曜 夜間あり※				
不動産取引相談 (宅地建物取引士)	土地・建物の売買および賃貸契約について	45分		○					
建築相談（建築士）	新築・増改築前後の手続き、設計・施工・請負契約など	45分				○			
登記相談（司法書士）	登記全般および手続き指導など ※登記申請書の作成や内容チェックは対象外	40分				○			
書類作成相談（行政書士）	暮らしに関する手続きおよび契約書などの書類作成	45分						第1・3	
年金・社会保険・労務相談 (社会保険労務士)	国民年金、厚生年金、健康・雇用保険などの労務管理全般	45分	第1・3						
行政相談（行政相談委員）	国の仕事やその手続き、サービス	45分				第2・4			
家事相談（専門相談員）	夫婦・親子・家族間の問題、恋愛・一身上の問題など	45分		○					
人権相談（人権擁護委員）	不当な圧迫や差別・名誉毀損などの人権問題	45分			○				
青少年相談（保護司）	子どもにかかわる家庭の問題や、地域・学校の問題	45分						第1・3	

※夜間相談は17時～19時



★相談をじょうずに利用するために

- ・相談内容の要点をまとめ、関係書類などがあればお持ちください。
- ・相続に関するご相談は、家族関係がわかるメモをご用意ください。

暫定版